「公園・緑地及び広場等の設置に関する取り扱い」について

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市都市公園条例(昭和39年10月7日船橋市条例第42号。以下「条例」という。)及び船橋市環境共生まちづくり条例(平成7年船橋市条例第21号)第7条・船橋市宅地開発事業に関する要綱(昭和53年船橋市要綱。以下「要綱」という。)の適用、または、これらに準ずる開発事業において設置される公園・緑地又は広場・管理緑地(以下「公園等」)について、関係法令・条例等・船橋市緑の基本計画に定めるもののほか、公園等の配置及び規模に必要な基準を定めるものとする。

(公園計画の理念)

第2条 公園等の計画は、周辺の環境、周辺住民の憩いの場としての機能や災害時の避難場所等を考慮し、計画しなければならない。

【都市公園等の設置基準】

(住民1人当たりの公園の敷地面積の標準)(船橋市都市公園条例第2条)

第3条 市の区域内及び市街地域内における住民1人当たりの都市公園敷地面積の標準値は、次のとおりとする。

(1)住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準

X	分	標 準 値 (住民1人当たりの都市公園敷地面積) (船橋市基準)	
市の区域内 (都市計画区域内)		1 0 ㎡以上	
市街地区域内 (市街化区域内)		5 ㎡以上	

(公園の配置及び規模の基準)(船橋市都市公園条例第3条)

第4条 市が都市公園を設置する場合の配置及び規模の基準は、次のとおりと する。

(2-1)公園の種類及び配置・規模の基準

都市公園

種	類	種 別	内容
基幹公園		街区公園	・もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250mの範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	住区基幹公園	近隣公園	・主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区内当たり1箇所を誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり2haを標準として配置する。
		地区公園	・主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。
	都市基幹公	総合公園	・市民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積 10~50ha を標準として配置する。
	式 園	運動公園	・市民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積 15~75ha を標準として配置する。
特殊公園	殊 風致公園		・自然的条件を十分活用した修景施設を中心に、主と して風致を享受することを目的とする公園で、樹林 地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。
	墓園		・その面積の 2/3 以上を園地等とし、良好な景観かつ屋外レクリェーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配置する。
大規模公園			・主として一の市町村の区域を超える広域のレクレェーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域なブロック単位ごとに 1 箇所当り面積 50ha 以上を標準として配置する。
緩衝緑地等	接 緩衝緑地		・大気の汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。

都市緑地	・主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置する。ただし既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってその規模を0.05ha以上とする。 (都市計画決定を行わずに借地により整備し、都市公園として配置するものを含む。)
都市林	・主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等 の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自 然的環境を形成することを目的として配置する。
広場公園	・主として商業・業務系の土地利用が行われる地域に おいて都市の景観向の上、周辺施設利用者のための休 息等の利用に供することを目的として配置する。

その他公園の種類(都市公園以外)

禾	重 類	種	別	内容		
都市公園以外		広場		・市民の身近に憩いと遊び場を提供することを目的として配置する。		
	その他	その他 管理緑地		・環境の保全並びに景観の向上の用に供する ことを目的として配置する。		
		市民の	の森	・市内の保存すべき民有樹林地を借り受け、 緑地の保全並びに市民に憩いの場を提供する ことを目的として配置する。		

(2-2)公園等における規模の範囲

	公園の種別	規模の範囲	開設・公告等			
			都市公園	船橋市広	都市計	
			法に基づき	場,市民の	画決定の	
			開設する公	森の設置及	有・無	
			園	び管理に関		
				する要綱に		
				基づき設置		
			(1)	する施設	(2)	
都	公区八国	90 ㎡以上~			(1,000 m²	
都市公園	街区公園	[0.25ha を標準]			以上)	
園	この米 ハ 国	Ob -				
	近隣公園	2ha を標準 				
	地区公園	4ha を標準				
	総合公園	10~50ha を標準				
	運動公園	15~75ha を標準				
	広域公園	50ha 以上を標準				
	都市緑地	90 m ^² 以上~			(1,000 m²	
		[0.1ha 以上を標準]			以上)	
		(ただし、既成市街地				
		にあっては、0.05ha				
		以上の規模)				
そ		90 ㎡未満 				
その他	広 場	90 ㎡以上で、都市公				
(F		園の要件に合わない				
(都市公園以外)		もの(1)				
	管理緑地	90 ㎡未満 				
		90 ㎡以上で、都市公				
		園の要件に合わない				
		もの(1)				
	市民の森	5,000 ㎡を標準				

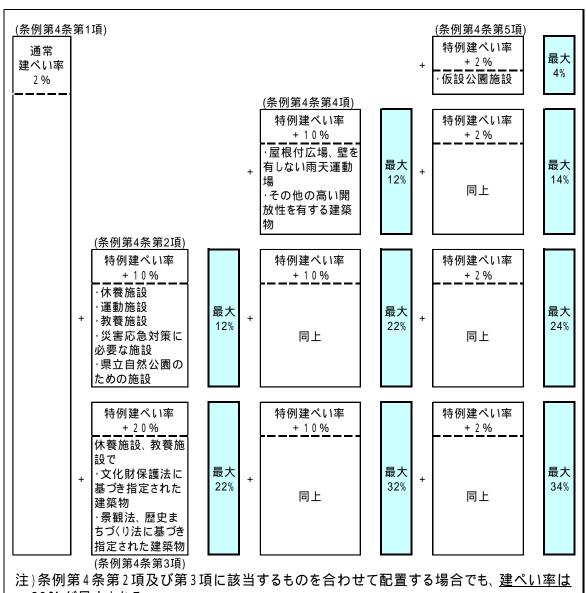
- 1都市公園の要件について
 - . 面積が 90 ㎡以上であること
 - . 区域が明確であること
 - . 所有権が船橋市である、または、借地期間が5年以上であって地権者の同意が得られていること
 - . 公道に接しており、公園利用及び維持管理に支障がないこと
 - . 都市公園法第4条第1項(公園施設の建築物の制限)及び第7条(占用)の規定に抵触しないこと
- 2都市計画決定の面積要件について
 - . 都市公園面積が 1,000 ㎡以上であること
 - . 都市緑地面積が 1,000 m 以上であること

(公園施設の設置基準)(船橋市都市公園条例第4条)

- 第5条 一の都市公園に設ける公園施設の建築面積の基準及び特例が定められる公園施設の建築面積は、次のとおりとする。
- (3)都市公園に設ける公園施設の建築面積の基準及び特例が認められる公園施設の建築面積の基準

	公園施設の種別	建築面積の割合
		基準値
	建築物	2 %
特例	休養施設・運動施設・教養施設・備蓄倉庫等 災害応急対策に必要な施設	+ 1 0 %
	休養施設・教養施設の内,文化財保護法に基づき 指定された建築物等	+ 2 0 %
	屋根付き広場・壁を有しない雨天用運動場等	+ 1 0 %
	仮設公園施設	+ 2 %

参考図 - 2 【公園施設の建築面積の基準及び特例が認められる公園施設の建 築面積の基準の模式図】



+ 20% が最大となる

(公園等の名称)

第6条 公園等を定める名称の、公園名としての番号の付し方は以下に示すとおりとする。ただし、地元町会等から要望があった場合は協議し決定する。

(4)公園等の名称の付し方

	公園の種別	規模	園 名	備 考
都市公園	公園(街区)	90 ㎡以上~	町 丁目 号公園 ↓ 通し番号	1 号は除き 2 号か ら付番する。
都市緑地	緑 地	90 ㎡以上~	町 丁目 号緑地 ↓ 通し番号	1 号は除き 2 号か ら付番する。
その他	広 場	90 ㎡未満 90 ㎡以上 (都市公園の 要件に合わな いもの)	町 丁目 号広場 ↓ 通し番号	1 号から付番す る。
	管理緑地	90 ㎡未満 90 ㎡以上 (都市公園の 要件に合わな いもの)	町 丁目 号緑地 → 通し番号	1 号は除き 2 号から付番する。

- 注 1). 上記以外の都市公園・都市緑地その他施設については、その都度定めるものとする。
 - 2). 都市公園の要件は、P-5を参照とする。

宅地開発事業における『公園等名称』について

・ 宅地開発事業において公園等(公園・広場・緑地)を設置する場合の『公 園等名称』は、原則、市が決定する。

しかし、宅地開発事業事前協議において『公園名称』の申し入れが書面に てあった場合には、下記の条件を満たすもので、且つ、市が審査し認めた場合に限り申し入れを受け入れることとする。

条件について

- 1.所在地を特定し易くするために、公園名称の頭には町・丁目を入れる。 (数字は算用数字)
- 2.文字数は町・丁目も含め10文字程度とする。(公園・子供の広場等の 部分は含まない。)

例)『松が丘4丁目みどり公園』であれば9文字となる。

松 が 丘 4 丁 目 み ど り 公園

1 2 3 4 5 6 7 8 9 数に入れない

- 3.次に掲げるものは、名称として認めない。
 - (1)現在使われてない言葉、文字(造った言葉、当て字など)
 - (2)難解な言葉(小学生が理解できないような言葉など)
 - (3) 営利目的、宣伝等
 - (4)会社名や個人を特定するもの
 - (5)特定の団体等に関連するもの
 - (6)近隣の公園等に似たような名称がある場合
 - (7)その他、市が不適当と判断したもの
- 4.一個人、一町会の要望により名称を付けない。 (町会等の要望があった場合は、隣接町会との調整を必要とする)
- 5.1,000㎡以上の公園・緑地については、原則町会の同意を必要とする。(都市計画決定時に審議の対象となるため)
- 6. 名称は親しみやすいものとし、社会通念上、良好と判断されるものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項はその都度定める。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。